

四日市市電気バス導入促進事業補助金交付要領

(目的)

第1条 この要領は、四日市市電気バス導入促進事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第19条の規定に基づき、その運用に必要な事項を定める。

(市長が定める国補助事業)

第2条 要綱第2条（4）に規定する市長が別に定める国補助事業は、以下に定めるところによる。

- (1) 国土交通省が実施する事業であって、自動車環境総合改善対策費補助金（事業用自動車における電動車の集中的導入支援）交付要綱の規定に基づく事業。
- (2) 国土交通省が実施する事業であって、訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金交付要綱の規定に基づく事業。
- (3) 国土交通省が実施する事業であって、地域における受入環境整備促進事業補助金交付要綱の規定に基づく事業。
- (4) 環境省が実施する事業であって、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業）交付要綱の規定に基づく事業。
- (5) 環境省が実施する事業であって、脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（商用車の電動化促進事業（タクシー・バス））交付要綱の規定に基づく事業。

附 則

この要領は、令和5年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年7月15日から施行する。